

子育てし大県“さが” presents 子育て世代がツナガルイベント業務委託仕様書

1 目的

佐賀県の子育て世代を対象としたイベントを実施することで、子育て家庭同士の交流の機会をつくり、子育てに関する悩みや不安・情報不足を解消し、佐賀で安心して子育てできる気運の醸成を図る。

2 本事業のターゲット層

佐賀県内の子育て家庭

3 実施内容

- (1) 子育て家庭が対面で交流できるイベントの企画・運営
- (2) 意思表示チャーム「ツナガルン」の認知度向上に寄与する広報
- (3) その他、子育てし大県“さが”プロジェクトの認知度向上、イメージアップに寄与する企画もしくは広報(自由提案)

4 企画内容

(1) 子育て家庭が対面で交流できるイベントの企画・運営

【基本条件】

- ①本企画のターゲット層は、佐賀県内の子ども(はいはいレースへ出場できる月齢とする)及びその父母・祖父母等の子育て家庭とする。
- ②乳児、父母・祖父母の3世代で参加できるイベントとして、はいはいレースを実施すること。
3世代がそれぞれ選手となり参加できるような、はいはいレースの企画提案を行うこと。
- ③はいはいレースへの参加家族数は50組程度とし、⑤の企画とあわせて100組の集客を目標とすること。
- ④今年本県で開催される2024国スポ・全障スポの気運醸成につながるよう、イベント名は「IDEA2024 実現!国スポ・全障スポ開催〇日前記念 子育てし大県“さが” presents 赤ちゃんはいはいレース」等とすること。
- ⑤イベント当日に、はいはいレース以外に子育て家庭が参加・交流できる企画を1つ以上実施すること。②のはいはいレースが乳児向けの企画であることから、本項目で提案する企画は、幼児対象もしくは幼児も参加可能な企画を提案すること。
(例:手作りおもちゃワークショップ、おやこ座談会、おやこ体操等)
- ⑥イベント参加者に対し、子育てし大県“さが”プロジェクトに対する意見や子育て家庭のニーズが把握できるようなアンケートを実施すること。(アンケート項目は、別途県と調整する。)

【実施期間、実施場所】

- ①日程については1日間(半日も可)とする。
国スポ・全障スポ大会期間中の開催が望ましいが、期間前でも可能とする。
日程や開催時間帯の詳細は提案による。

②場所については、はいはいレース参加者以外にも広く見学できるよう、人通りの多い公共空間で実施することとする。提案にあたっては、事前に公共空間の施設管理者の内諾を得たうえで提案すること。

③イベントを行う会場の使用料等が発生する場合は、その費用も委託費に含めること。

【主な業務内容】

①イベントの実施に係る、参加者の募集・選定（募集多数の場合は抽選）・連絡調整等の事務は受託者が行うものとする。

②対象となる子育て家庭に対して、確実にリーチできる広告媒体を用いた周知・広報を行うこと。

③イベントの運営は受託者が主体的に行うこと。必要な物品等がある場合には受託者が準備、設営、撤去を行うこと。

④提案する企画の実施に必要な募集広告・資材等の制作は、本委託業務の中に含まれるものであること。

【参考】

「IDEA2024」は、国スポ・全障スポの開催にあたり、スポーツだからできるアイデアを募集し、実現させていくことで、みんなで前例のない新しい大会をつくっていくためのプロジェクト。

参考 URL (<https://www.saga2024.com/project/mvi/archives/1>)

(2) 意思表示チャーム「ツナガルン」の認知度向上に寄与する広報

【基本条件】

子育て中の父母等をメインターゲットに企画・制作した、意思表示チャーム「ツナガルン」の認知度向上を目的とした広報を行うこと。

(参考資料: 意思表示チャーム「ツナガルン」広報用チラシ)

【広告媒体、実施期間、時間帯及び回数】

①ターゲット層に最もリーチできる広告媒体、期間、時間帯、回数を提案すること。

②提案する企画の実施に必要な広告素材等の制作は、本委託業務の中に含まれるものであること。

【その他】

①参考資料で提示した、意思表示チャーム「ツナガルン」広報用チラシ ai データは提供可能。

②提案に必要な場合は、広報用チラシ (A4) 1,000 枚、広報用ポスター (B2) 100枚及び意思表示チャーム「ツナガルン」本体 (個数は別途県と調整する) は、提供可能。

【参考】

①意思表示チャーム「ツナガルン」は令和5年度に企画・制作。

これまで、「さが子育てエール便」に同封し、県内の子育て家庭へ配布。

参考 URL (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00396795/index.html>)

②令和6年度は、「さが子育てエール便」に同封するほか、子育てイベント等での配布を予定。

(3) その他、子育てし大県“さが”プロジェクトの認知度向上、イメージアップに寄与する企画もしくは広報(自由提案)

【基本条件】

子育てし大県“さが”プロジェクトの目的やターゲット層を踏まえつつ、子育て家庭が安心して楽しく子育てできる、子育て家庭を社会全体で応援する気運の醸成につながると考えられる提案を行うこと。

【その他】

提案する事業の実施に必要な広告媒体・資材等の制作は、本委託業務の中に含まれるものであること。

5 本事業の実施により求める成果

- (1) 本事業の実施前後を比較した際に、子育てし大県“さが”公式SNS (LINE、Instagram) のお友だち数、フォロワー数が増加していること。
- (2) 本事業の実施前後を比較した際に、子育てし大県“さが”ホームページ (<https://saga-kosodate.jp/>) の PV 数が増加していること。

6 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

7 納品物

(1) 業務完了報告書

[部数:1部 媒体:紙 提出時期:業務完了時]

(2) 当事業で作成した広報物データ (ai データ、PDF データ)、記録写真データ、動画データ等

[部数:1部 媒体:CD 等 提出時期:業務完了時]

(3) 本業務において作成した資料、広報物等

[部数:1部 媒体:現物 提出時期:作成時]

その他佐賀県が受託者と合意の上、成果物として提出を求めるもの。

本業務によって制作されたものについては、成果物として佐賀県へ全て提出すること。

8 予算

2,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

9 その他留意事項

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が責任をもって行うこと。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県こども未来課に報告すること。
- (3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの

制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県こども未来課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。
- (8) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県こども未来課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県こども未来課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (9) 本事業の実施に当たって受託者と第三者との間で発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (10) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき佐賀県こども未来課が判断した場合には、佐賀県産業政策課の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県こども未来課の協議によることとする。